

福祉避難所を一般の指定避難所と同時に開設しない理由について

- (1) 大規模な災害が発生した時、又は避難情報等が発令された時（以下「災害発生時等」という。）に避難をしていただく際には、一刻も早くご自身の身の安全を守っていただくことが必要であるため、市民の方には、まず、お住まいの地域から最も近い指定避難所に避難していただくことをお願いしています。公設の福祉避難所は、現在、市内に3か所しかなく、そこまで移動していただくには、お住まいの場所により、相当の時間がかかりますし、長い距離の移動は危険です。とくに、災害時等には、道路が「冠水」「通行止め」「瓦礫（がれき）等による封鎖」「緊急車両優先」などにより通行できない場合があり、遠くへの移動が困難になることが想定されます。
- (2) 福祉避難所に収容できる人数には限りがあります。一般の指定避難所と同時に福祉避難所を開設してしまうと、本来、福祉避難所を必要とする人以外の方が福祉避難所へ避難してきてしまい、福祉避難所として機能させることができなくなることが想定されます。そのため、福祉避難所は二次的な避難所として位置づけ、一般の指定避難所に避難していただいた後、災害が落ち着き、あるいは避難生活が長引くと考えられるときに、本当に福祉避難所が必要な方だけ福祉避難所へ移っていただく、という仕組みにしています。
- (3) 福祉避難所には、一般避難所とは別の設営を行います。備蓄倉庫から福祉避難所までは、ベッド、車いす、ストレッチャなど大がかりな備品の搬送が必要で、開設の準備には相当の時間が必要となります。道路が通行できる状態であることも必要な条件となります。
- (4) 民間の福祉・医療施設等の協力による、福祉避難所の提供につきましても、各施設では、まず、その施設等の入所者の避難対応が優先されますので、市からの協力の受け入れ態勢が整うまでには、この場合もまた、相当の時間が必要となります。
- (5) 災害時等には、福祉避難所以外のすべての指定避難所を一斉に開設します。指定避難所では、要配慮者等に対して、「福祉避難室」や「要配慮者に配慮された場所」を準備し、要配慮者に優先的に利用していただくこととしております。

以上のことから、古河市では、福祉避難所を一般の指定避難所と同時に開設しないことと、現時点ではしておりますのでご理解ください。